

我孫子市通話録音装置管理運用基準

(目的)

第1条 この基準は、我孫子市庁舎等における通話録音装置の管理及び運用に関し、必要な事項を定めることにより、業務の適正な管理、犯罪の防止及び捜査機関等への正確な情報提供を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 市が設置する、電話機での通話開始とともに又は通話中に自動又は手動で通話内容を録音し、又は記録する装置をいう。
- (2) 通話録音データ 通話録音装置により録音され、又は記録された音声データをいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 通話録音装置の適正な管理及び運用を図るため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、通話録音装置が設置されている所管課等の長をもって充てる。

- 2 管理責任者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、あらかじめ管理者が指名する者がその職務を代行する。
- 3 管理責任者は、通話録音装置の適正な管理及び運用に関する事務を行うにあたって必要があると認めるときは、通話録音装置管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くことができる。
- 4 管理責任者及び管理取扱者（以下「管理責任者等」という。）は、我孫子市個人情報保護条例（平成16年3月30日条例第5号）を遵守し、通話録音装置の管理及び運用を行わなければならない。

(通話録音に関する公表)

第4条 通話録音を行うときは、市のホームページに通話録音を行う旨を公表するものとする。

(通話録音データの保存及び消去方法等)

第5条 通話録音データの保存期間は、録音された日から概ね6か月間とし、保存期間経過後は上書き又は削除等により速やかに消去するものとする。ただし、捜査機関等から要請があった場合及びその他管理責任者が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 通話録音データは、録音し、又は記録した時の状態で保存し、加工してはならない。
- 3 通話録音データは複製してはならない。ただし、次条に定める利用又は提供する場

合は、この限りでない。

- 4 前項ただし書の規定により通話録音データを複製する場合は、通話録音データを電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で記録した媒体をいう。以下同じ。）に記録するものとする。
- 5 管理責任者等は、通話録音データ及び前項の規定により記録された電磁的記録媒体（以下、複製物という。）を、施錠を行うことができる執務室又は収納庫等に保管する等、容易に持ち出しできないよう適切な措置を講じなければならない。
- 6 管理責任者等は、通話録音データ及び複製物を破棄する場合は、破砕等の方法により音声データが再現不可能となる方法により破棄するものとする。

（目的外利用及び提供の制限）

第6条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、通話録音データ及び複製物を利用又は提供してはならない。

- (1) 法令に基づき文書で提供を求められた場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査目的で文書により提出を求められた場合
- (3) 人の生命、財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められた場合
- (4) 第1条に定める目的を達成するために必要であると管理責任者が認める場合

（通話録音データの取出し）

第7条 管理責任者等は、前条の規定により利用又は提供を行う場合は、通話録音データ取出管理台帳（様式第1号）に必要事項を記録しなければならない。

（守秘義務）

第8条 管理責任者等は、通話録音データにより知り得た情報について第三者に漏らしてはならない。

- 2 管理責任者等は、通話録音データの管理について外部の者に業務を委託する場合は、その委託契約等において個人情報を保護するための必要な措置を講じる等、適正な管理運用を徹底させるものとする。

（その他）

第9条 この基準に定めるもののほか、通話録音装置の管理及び運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、令和2年8月5日から施行する。